

寺谷用水だより

No.6

理事長あいさつ

理事長 大庭 孝



「麦秋の雨のやうなる夜風かな」……冬二

麦の熟した取入れ風景、麦刈で農家の人達が忙しく働く季節、田植前の朝夕田畑ではしかを焼く煙が長閑に棚引く光景を見失って長い季が流れました。

「田一枚植えて立ち去る柳かな」……芭蕉

田植笠、早乙女、早苗饗(さなぶり)など、今は古語に等しく、ましてや

「雨うれし今宵水番なしと触れ」……泊雲

水喧嘩、水争い、水番、水盗人などは死語とも言えましょう。

時代の変遷と共に米作りにも変化が見られ、生産調整なる夢想だにできなかった時代を迎えた今、日此の頃でございます。時も21世紀と変わり、農業農村を取り巻く状況は新たな時代を迎え、国では「食糧自給率の維持向上を図りつつ農業の急激な国際化に対応するための農業対策の中核を担う農業農村整備事業は益々重要になってきております。」と言っておりますが、今年も40%以上の休耕を余儀なくされる現況を見ますと本当に大変な時期が到来したものだと思います。

この折から懸案のパイプライン事業につきましては、皆様のご協力のお陰で下流部に続いて上流部の豊岡村の広瀬工区についても工事に着手することが出来得ました。組合員皆様方のご協力に更めて心より感謝申し上げます。本当に有り難うございました。

平成13年度の「下流部」は竜洋町の高木工区を重点的に実施し、更に昨年度より事業化しております磐田市の前野工区を継続施行し、更に尼ヶ崎東工区についても着手する予定であります。また「上流部」は昨年度に引き続いて豊岡村の広瀬工区を実施し、併せて磐田市の岩田工区も細部設計に基づき、工事に着手したいと考えております。

皆様方には工事完了までは運用に向けての準備、検討および調整をし、使用開始後には施設の維持管理をするために工区毎に管理組合を設立していただき、円滑な運営をお願いしなければなりませんので御協力をお願いいたします。

また、今年は寺谷用水土地改良区設立50周年の記念すべき年にあたります。先哲各尊各位の寝食を忘れ身を賭しての血と汗と涙の結晶が現在の水脈であり平易に招き得た水でないことを想い起こし、報恩の念を喚起し、悠久の水脈よ永遠なれと希い、新年度のご挨拶といたします。

今年の通水予定

試験通水	4月24日
通水開始	5月1日
通水終了	9月26日
(水田面積 1,533.3ha)	

早場米作付面積(ha)

市町村名	平成13年度	平成12年度
豊岡村	50.0	50.0
豊田町	35.4	41.8
磐田市	138.0	164.0
竜洋町	69.9	65.5
福田町	58.3	58.3
計	351.6	379.6

「天竜川下流寺谷地区」パイプライン事業 実施状況

平成12年度 実績

工 区 名	事 業 費	事 業 内 容
尼ヶ崎西(竜洋)工区	24,297,000	舗装復旧L=4.9km
高木工区	288,372,000	幹線2.1km、支線8.5km、推進個所土質調査
前野工区	129,633,000	幹線2.3km、支線0.9km、FP土質調査

平成13年度 計画

工 区 名	事 業 内 容
高木工区	支線3.0km、国道150号バイパス横断2箇所
前野工区	幹線1.0km、支線5.8km、FP工事
尼ヶ崎東工区	幹線0.3km

「寺谷上流地区」パイプライン事業 実施状況

平成12年度 実績

工 区 名	事 業 費	事 業 内 容
広瀬工区	315,966,000	幹線2.3km、構造物詳細設計、土質調査
岩田工区	11,550,000	実施設計

平成13年度 計画

工 区 名	事 業 内 容
広瀬工区	幹線2.2km
岩田工区	幹線0.3km

パイプライン事業受益の農地転用について

パイプライン事業の工事費には国の補助金50%、県の補助金25%が投資されているため、工区毎に工事完了後8年間は原則パイプライン受益の農地転用は認められません。

▶▶ 寺谷用水土地改良区よりお願い！ ◀◀

1. 事故防止

用水路は流れが速く深いので非常に危険です。魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。また、用水路付近で遊んでいる子供を見かけたら注意してください。

2. ゴミ

軽い気持ちで空き缶やビニール袋を投げ入れないでください。
取入口に詰まって下流まで水が流れません。
計器の故障の原因にもなり、多額の修理費がかかります。捨て
ている人を見たら注意しましょう。

3. 施設破損

不注意により自動車事故などでフェンスなどを壊してしまったときは、当土地改良区まで連絡してください。
また、見かけた方はご一報ください。



毎年通水前にはこのような状態になります。

平成11年度一般会計決算

収 入

(単位: 円)

款	科 目	決 算 額	予 算 額
1	賦 課 金	51,272,120	51,728,000
2	助 成 金	32,214,080	32,607,000
3	財 産 収 入	0	10,000
4	借 入 金	128,625,000	128,625,000
5	使 用 料	32,700	32,000
6	繰 入 金	16,800,000	16,800,000
7	雑 収 入	3,285,842	2,710,000
8	繰 越 金	2,580,614	2,580,000
9	負 担 金	86,480,852	88,134,000
	合 計	321,291,208	323,226,000

支 出

(単位: 円)

款	科 目	決 算 額	予 算 額
1	事 務 費	48,350,921	49,570,000
2	選 挙 費	780,000	800,000
3	事 務 所 費	1,328,482	1,700,000
4	維持管理費	8,616,192	10,900,000
5	財 産 費	0	10,000
6	償 還 金	55,569,127	55,716,000
7	負 担 金	194,037,464	194,886,000
8	助 成 金	410,000	450,000
9	諸 費	8,096,779	8,200,000
10	予 備 費	0	994,000
	繰 越 金	4,102,243	
	合 計	321,291,208	323,226,000

※平成12年度決算の承諾は10月ですので、前々年度決算を記載してあります。

平成13年度一般会計予算

収 入

(単位: 円)

款	科 目	13年度	12年度
1	賦 課 金	51,077,000	51,435,000
2	助 成 金	31,097,000	31,700,000
3	財 産 収 入	10,000	210,000
4	借 入 金	178,500,000	204,468,000
5	使 用 料	32,000	32,000
6	繰 入 金	33,800,000	37,300,000
7	雑 収 入	1,770,000	1,870,000
8	繰 越 金	1,327,000	4,102,000
9	負 担 金	90,687,000	87,826,000
	合 計	388,300,000	418,943,000

支 出

(単位: 円)

款	科 目	13年度	12年度
1	事 務 費	49,570,000	48,190,000
2	選 挙 費	4,000	4,000
3	事 務 所 費	1,700,000	1,700,000
4	維持管理費	12,700,000	10,120,000
5	財 産 費	10,000	210,000
6	償 還 金	60,760,000	78,644,000
7	負 担 金	248,523,000	270,183,000
8	助 成 金	450,000	450,000
9	諸 費	13,660,000	8,470,000
10	予 備 費	923,000	972,000
	合 計	388,300,000	418,943,000



農 地 転 用 手 続



寺谷用水土地改良区管内の水田(畑かん地区の畑を含む)を他の目的(宅地以外でも)に変更しようとするときは農地転用手続きをし、決済金を支払ってください。(事務手数料500円)

(1) 畑・温室(ビニールハウス)・荒地などになっている場合

寺谷用水土地改良区の組合費を払っていただければよいと思われている方もいるようですが、必ず転用手続きをしてください。

(2) 県・市町村などによる用地買収(道路拡幅など)の場合

用地買収説明の際に決済金の件を担当者に聞いて(どちらが寺谷用水に支払うのか)後日のトラブルにならないようにしてください。※基本的には地主が支払います。

※ほとんどの場合ご自分で手続きができますので、寺谷用水土地改良区までご連絡ください。



農 地 転 用 一 時 決 済 金 に つ い て



土地改良区の運営費は皆様から毎年いただく賦課金(組合費)によって賄われています。農地転用一時決済金とは、残された組合員が将来にわたり良好な状態で耕作していけるように、利用目的を変更した方から精算金としていただいているものです。

金額(本年度は320円/㎡)は毎年3月の総代会で皆様の地区から選出された総代の方々により議決されております。

内訳は(現金債務)(事務費)(維持管理費)(事業費)などにより組み立てられています。

決済手続きをした土地については当然翌年度からの寺谷用水土地改良区賦課金(組合費)はいただきません。

「JICA」研修

去る平成12年11月14日から3日間、(財)日本農業土木研究所の依頼でJICA(国際協力事業団)による集団研修が行われ、アジア、南米、アフリカの農業担当技師ら14名が「牧之原畑地総合整備土地改良区」「磐田用水東部土地改良区」「寺谷用水土地改良区」の3土地改良区を視察しました。

これは開発途上の国々が我が国の土地改良制度を理解する目的で行われ、当土地改良区にはミャンマー、セネガル、タンザニア、タイから4名の研修員が訪れました。

研修は、船明ダムをはじめ各分木工、コントロールセンター、下流地区のポンプ場等の見学、事務所において当土地改良区の組合員との営農状況についての意見交換、そして実際に大口農家を訪れての視察研修など、たいへん充実した内容で行われました。



寺谷用水土地改良区設立50周年

寺谷用水土地改良区は昭和26年10月5日認可設立(寺谷用水組合から改組)以来50周年を迎えます。

50年のあゆみ

年	月	事 項
1949	6	土地改良法制定
1951	10	寺谷用水土地改良区設立(静土第21号)
1952	12	磐田市二之宮地区および於保村を編入
1956	10	寺谷用水開祖350年祭
	10	水窪町造林地地上権設定契約
1961	3	農地転用等除斥規程制定
	10	寺谷用水土地改良区設立10周年記念式典
1964	4	国営天竜川下流用水事業採択
1966	3	磐田用水幹線改良事業完了
1968	10	船明ダム促進について陳情
1969	4	県営天竜川下流土地改良事業採択
1972	11	船明ダム着工
1978	3	船明ダム完成
	10	掛塚土地改良区合併
1979	7	船明ダム通水式
1980	3	畑かん合意書締結
1982	3	寺谷用水土地改良区設立30周年記念式典
1985	3	国営天竜川下流農業水利事業完了
1986	3	新寺谷用水誌発刊
1994	3	県営かんがい排水事業「天竜川下流寺谷地区」採択
1995	3	寺谷コントロールセンター完成
1996	3	県営かんがい排水事業「寺谷上流地区」採択
1997	3	国営附帯県営天竜川下流農業用水事業完了
1999	4	パイプライン宮之一色工区供用開始
2000	4	パイプライン尼ヶ崎西(竜洋町)工区供用開始

発行 平成13年5月7日
寺谷用水土地改良区

☎ 0538-32-4655
FAX 0538-36-0609